

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」-Vol.2- 「秘密保持(Confidentiality)」

☆☆

先日、今年初のホタルが確認されたことがニュースで報じられていました。梅雨がそこまで来ていますが、暦の上では夏になりました。

「枕草子」(“The Pillow Book”) 第一段 「夏」の節

「夏は夜。月の頃はさらなり、やみもなほ、螢の多く飛びちがひたる。また、ただ一つ二つなど、ほのかにうち光りて行くもをかし。雨など降るもをかし。」

In summer the nights. Not only when the moon shines, but on dark nights too, as the fireflies flit to and fro, and even when it rains, how beautiful it is!

(Translated by Ivan Morris)

創刊号に引き続き法務に関する内容です。ある発明を特許として出願し登録されれば特許法という法律により保護されます。これは考案(実用新案法)、物品のデザイン(意匠法)、商標(商標法)、著作物(著作権法)についても同様です。

因みに、上記の知的財産権の保護対象、保護期間は以下ようになっています。

	保護対象	保護期間
特許権 (Patent right)	発明(自然法則を利用した技術的思想のうち高度のもの)	出願日から20年(医薬品は5年を限度に延長可)
実用新案権 (Utility model right)	物品の形状、構造または組み合わせにかかる考案	出願日から10年
意匠権 (Industrial design right)	意匠(工業的に量産可能な物品のデザイン)	設定登録日から20年
商標権 (Trademark right)	商標(自己の商品やサービスを表示し、他人の同種の商品やサービスから区別するための標識)	設定登録日から10年(何回でも更新可能)
著作権 (Copyright)	著作物(思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの)	原則、著作者の死後50年、映画の著作物は公表後70年

1つの製品を、特許権等で技術的アイデアの側面から保護し、意匠権でデザインの側面から保護するケースもあれば、意匠法で保護される工業的なデザインでも、例えば量産可能な博多人形のデザインは応用美術と呼ばれ美的鑑賞の対象となるため、著作権法でも保護されるというケースもあります。

これらの知的財産権以外にも企業は第三者に知られたくない情報を持っています。それが営業秘密(trade secret)やノウハウです。営業秘密とは「秘密として管理されている生産・販売方法やその他の事業活動に有用な技術上・営業上の情報であって公然と知られていないもの」をいい、「不正競争防止法」(Unfair Competition Prevention Act)により保護されます。

従って、これは定義の裏返しですが、営業秘密として認められるためには以下の要件を満たさなければなりません。

- ① 秘密として管理されていること
- ② 事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること
- ③ 公然と知られていないこと

ある業務プロジェクトの遂行のために、この企業の財産である営業秘密やノウハウを契約の相手方に開示せざるを得ない場合も多く、これらが第三者に漏れると大きな損害を被ることがあります。契約書の中に秘密保持(Confidentiality)に関する規定を設けるのはそのためです。秘密保持に関しては業務契約書から独立した契約書として詳細な規定を設け、別個に締結されるケースも多くなっています。契約書の表題には Confidentiality Agreement、Non-disclosure Agreement、Secrecy Agreement などの表題が付けられますが、いずれも「秘密保持契約書」または「機密保持契約書」と訳されています。

(文例)

7. Confidentiality

XYZ shall take sufficient measures to keep in strict confidence all of the technical information rendered hereunder and shall not disclose any of them to any third party without written consent of ABC; Provided however that, this obligation of confidentiality shall not apply to:

- (a) the technical information which has been obtained by XYZ prior to this Agreement;
- (b) the technical information which XYZ obtains from a third party; and
- (c) the technical information which has originally been developed by XYZ without using ABC's technical information.

第7条 秘密保持

XYZ は本契約に基づいて ABC から提供されたすべての技術情報について、秘密保持のために十分な措置を講ずるものとし、ABC が書面により同意した場合を除き、いかなる第三者にも開示しないものとする。但し、以下の情報を除く。

- (a) 本契約締結前に XYZ が既に取得していた技術情報、
- (b) 第三者から XYZ が取得する技術情報、および
- (c) XYZ が ABC の技術情報を使用することなく独自に開発した技術情報。

参考文献:

「知的財産管理技能検定 2 級 公式テキスト」(知的財産教育協会編)

「ビジネス法務・契約書英語科専門講座テキスト」(サン・フレア アカデミー)

「法律英語のプロロー契約と裁判」(長谷川俊明著)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第2号 2017年6月1日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: donaka@sankieng.co.jp

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.